

令和2年1月6日
午後2時00分発表



問い合わせ先
稚内海上保安部
次長 熊谷 与志彦
Tel 0162-22-0118

令和元年における海上犯罪送致状況について

令和元年における稚内海上保安部の海上犯罪の送致件数は16件（7名）となりました。

法令別内訳

1 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は13件で、前年同数となりました。

内容は、漁船法違反（登録番号の不表示、登録票の不備付け）、小型漁船の総トン数の測度に関する省令違反（船名の不標示）、船舶安全法違反（中間検査の不受検航行、臨時検査の不受検航行）、船舶安全法施行規則違反（船舶検査手帳の不備置き、船舶検査済票の不貼付）となっております。

2 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は3件で、前年から2件減少となりました。

内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（一般廃棄物の不法投棄）となっております。